

第5章 自殺対策推進計画における取り組み

1 基本的な考え方と目標

(1) 基本理念

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には、健康問題や家庭問題、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立、性的マイノリティ、インターネット上の差別人権侵害などの様々な社会的要因があると知られています。

本市では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するために、泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、自殺対策推進計画も盛り込み、市民が安心して住み続けられる地域共生社会をめざします。

(2) 計画の目標

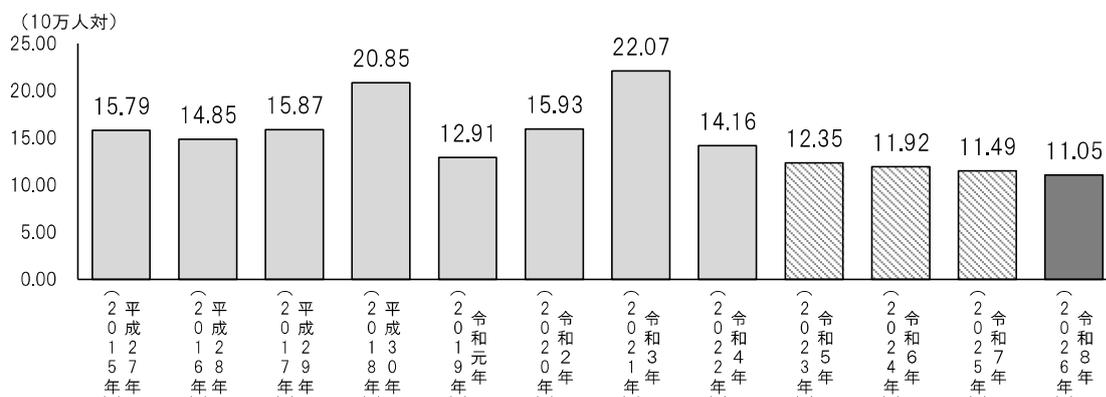
自殺対策基本法の改正により「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざすことが理念として掲げられていることから、最終目標としては、自殺者のいない社会の実現ということになりますが、国は、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させ、令和8（2026）年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27（2015）年の18.5と比較して30%以上減少の13.0以下に減少させることとしています。

これを本市にあてはめると、平成27（2015）年の自殺死亡率は15.79であり、30%減少させた場合は令和8（2026）年に11.05となることから、本計画終了時の令和8（2026）年の目標を11.05以下とします。

本市の数値目標：令和8（2026）年までに自殺死亡率を11.05以下とする。

最終目標は、自殺者はゼロ

■本市自殺死亡率の推移と目標値



資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（令和4（2022）年まで）

2 自殺対策の取り組み

本市の自殺死亡率は、令和4（2022）年では14.16で、全国（17.25）や大阪府（17.29）と比較すると約3ポイント低くなっています。近年の傾向としては、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて自殺死亡率は上昇が続いていました。令和4（2022）年度は減少に転じたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が大きく変化し、追い詰められてしまう方々が依然として存在している可能性にも留意しながら取り組みを継続していく必要があります。

今後の自殺対策を効果的に展開していくためには、様々な支援制度などの積極的活用はもとより、その他の取り組みを関係機関の間で情報共有し、分析、評価のうえ、改善を確実に実行することが重要となります。効率的に取り組みの進捗管理を行うため、本計画において施策の体系を整理し、体系ごとに主な取り組み（事業）を分類します。また、本市の自殺状況には、高齢世代や生活困窮問題、労働問題に特徴があることから、これらを重点施策として位置付けることとします。

■施策体系と方向性（「施策内容」の下線太字は今回計画から追加した内容）

施策	施策内容	概要
基本施策	①地域におけるネットワークの強化	相談しやすい窓口、体制の充実を行い、自殺のサインを見逃さないよう庁内外のネットワークづくりを推進します。
	②自殺対策を支える人材の確保・育成	住民や支援者などに自殺予防の研修を行い、ゲートキーパーや支援者になり得る人材を養成します。
	③市民・関係者への周知と啓発	自殺に対する偏見や、悩みを抱えた際の相談先など、自殺対策に関わる様々な情報を発信します。
	④生きることの促進要因への支援	自殺リスクを抱える人への、生きることの包括的な支援として、様々な支援を実施します。
	⑤子ども・若者の自殺対策の推進	学校教育やその他の支援者と連携し、子どもや若年層の自殺予防に向けて取り組みを行います。
	⑥自殺未遂者や自死遺族などへの支援の充実	関係機関と連携し、自殺未遂者や自死遺族などへの支援の充実や相談窓口の周知などに努めます。
重点施策	①高齢者に対する取り組み	地域で孤立することがないように、生きがいづくりの機会の提供や包括的な相談ができるような体制づくりを推進します。
	②生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み	複合的な悩みを抱える生活困窮者に対して、相談窓口の周知や包括的な支援に取り組みます。

地域共生社会の考え方にに基づき、誰一人取り残さないやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 基本施策の展開

計画の基本的な考え方にに基づき、基本施策の体系を明確にし、各事業を体系ごとに位置付けます。

① 地域におけるネットワークの強化

不安や悩みを抱える人の相談を受ける窓口を増やし、自殺のサインを見逃さないよう庁内外におけるネットワークを強化し、その仕組みを最大限に有効活用します。また、介護・子育て・貧困など複雑化、多様化した福祉ニーズへの対応や、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど既存の枠組みでは対応の難しい福祉課題に対応していくために、今後、重層的支援体制整備事業の実施についても念頭に置きつつ、子育てや保育・医療・教育・人権部門などとも連携しながら、複合的な課題に地域で丁寧に対応できる体制を強化していきます。

≫活動指標

	単位	実績				目標		進捗評価	
		H29	R2	R3	R4	R4	R8		
		(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)		
①	庁内推進会議の開催回数	回/年	-	1	1	1	1	1	◎
②	小地域ネットワーク活動見守りネット	件/年	2,117	2,194	2,236	2,211	2,156	2,300	◎
③	相談事業連絡会議の開催回数	回/年	3	2	1	1	2	2	△

【自殺対策推進計画の進捗評価について】

自殺対策推進計画については、計画策定当初の目標値から毎年実績に合わせて目標値の変更などを行っています。進捗評価については、当初に設定した令和5（2023）年度の目標値とは異なるほか、令和5（2023）年度の実績が確定していないため、令和4（2022）年度の目標値に対して、令和4（2022）年度の実績値で評価をしています。以降のすべての進捗評価が上記の考え方に基いています。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
事業名	①泉佐野市地域福祉庁内推進委員会	担当課	地域共生推進課
事業概要等	庁内の会議において自殺の実態や取り組みの実施状況を把握し、P D C Aサイクルに基づいた取り組みの評価、課題の抽出、改善策の検討などを行います。		
事業名	②ふれあいのまちづくり事業【再掲】 ※P.32・38	担当課	地域共生推進課
事業名	③泉佐野市相談事業連絡会議	担当課	人権推進課
事業概要等	庁内外の相談支援機関がそれぞれ事業実施状況の報告を行い連携の確認を行います。		

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照



② 自殺対策を支える人材の確保・養成

自殺対策において重要な施策の一つに、自殺しようと考えている人の周囲にいる人が、その人の存在にいち早く気づき、声をかけ、話を聞くことができる人材を養成する必要があります。各専門職のスキルアップのみならず、地域団体や住民一人ひとりを対象とした研修などを実施し、支援者になり得る人材を養成します。

≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	自殺対策人材養成研修会等への参加者数	人/年	37	60	32	184	65	30	◎
②	ゲートキーパー養成研修会等への参加者数	人/年	—	—	—	—	—	40	新規※
③	民生委員・児童委員充足率	%	94.5	92.12	93.33	89.69	96	100	○

※ゲートキーパー養成事業については、第1期計画までは人材養成事業の中に含まれていましたが、今回の計画より個別に評価するため、新規で計上しています。

基本施策2 自殺対策を支える人材の確保・養成			
事業名	①自殺対策人材養成事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	住民や行政機関、地域団体、福祉関係支援団体職員などを対象に、各問題別の自殺対策に関する知識の取得を目的とした研修などを実施します。		
事業名	②ゲートキーパー養成事業【新規】	担当課	地域共生推進課
事業概要等	地域住民や様々な分野の支援者などに対して研修などを実施し、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を地域で養成します。		
事業名	③民生委員・児童委員活動事業【再掲】※P.47	担当課	地域共生推進課

【新規】：新規事業 【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

ゲートキーパーとは？

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。自殺対策を進めていくうえで重要な存在であり、本市においてもゲートキーパーとしての役割を担っていただける方が地域で増えるよう養成事業を進めていきます。



③ 市民・関係者への啓発と周知

自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）を中心に、関係機関と連携を図りつつ、自殺に対する誤解や偏見をなくし正しい知識の普及啓発を強化します。また、健康問題や家庭問題、経済的問題、性的マイノリティへの無理解などの多様な悩みを抱える方が、気軽に相談ができる窓口や対応方法などについて知ることができるよう、ホームページや広報誌、公式LINEなど広報媒体を活用し、様々な年齢層の方に届くよう啓発を行うとともに、自殺をしようとする人が踏みとどまれるよう、工夫しながら情報発信に努めていきます。なお、本計画資料編P.115～116にも、自殺予防相談連絡先を掲載しています。

≫活動指標

	単位	実績				目標		進捗評価	
		H29	R2	R3	R4	R4	R8		
		(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)		
①	自殺対策普及啓発講演会への参加者数	人/年	24	14	130	81	50	60	◎
②	障害者差別に関する啓発件数	件/年	17	20	14	22	20	20	◎
③	人権啓発事業の参加者数	人/年	4,413	2,988	1,453	904	4,200	4,200	△

基本施策3 市民・関係者への啓発と周知			
事業名	①自殺対策普及啓発事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	市民に広く自殺対策についての理解を深めるため、講演会などの開催やその他広報媒体を活用した啓発活動を行います。		
事業名	②障害者差別解消啓発事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	障害を理由とする差別は自殺に結びつくことも十分考えられ、そのような差別の解消を推進するため、相談窓口を設置し相談に応じるほか、住民や民間事業者などに対し周知・啓発を行います。		
事業名	③人権啓発事業	担当課	人権推進課
事業概要等	あらゆる差別は自殺につながる要因となり得ることから、講座や人権研究集会などの啓発事業を通して、人権問題の解消を図ります。		

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因（生活困窮・育児や介護疲れ・いじめ・家庭問題など）」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因（心身の健康・信頼できる人間関係・支援の存在など）」を増やす取り組みを行い、社会全体の自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

また、性的役割に対する社会意識の変化も踏まえ、妊娠や出産、育児における家庭の負担や不安の軽減、女性の日常生活や社会参加などにおける悩みを聞くことのできる相談支援なども進め、性別によらず誰もがいきいきと自分らしく暮らせるよう支援をしていく必要があります。

≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	障害者基幹相談支援センター相談件数	件/年	6,537	5,369	8,506	10,294	7,000	14,000	◎
②	障害者虐待通報受理数	件/年	11	19	28	24	20	25	◎
③	成年後見審判市長申立数	人/年	6	15	9	1	18	15	△
④	妊娠届出者面接割合（専門職面接）	%/年	58.4	100	100	100	100	100	◎
⑤	健康相談・健康教室開催回数	回/年	87	58	36	76	81	93	○
⑥	乳幼児健診受診率	%	95.6	95.20	95.80	97.50	96.60	99.00	○
⑦	産後ケア利用実人員	人/年	—	14	11	18	—	40	新規 ※1
⑧	産前産後ヘルパー訪問回数	回/年	—	—	—	—	—	40	新規
⑨	養育支援訪問件数	件/年	32	38	34	29	50	50	△
⑩	電話・来所・個別相談教室参加件数（地域子育て支援センター）	件/年	132	201	278	368	155	155	◎
⑪	家庭児童相談室相談対応件数	件/年	6,632	14,098	13,858	10,350	9,000	5,000	○
⑫	母子生活支援施設入所措置率	%/年	100	100	—	—	100	100	▲※2

※1 産後ケア事業は平成30（2018）年度より開始しているため、新規ではありますが実績値を掲載しています。

※2 ケース事例なく未実施ですが、その他自立支援を行いました。

		単位	実績				目標		進捗 評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
⑬	助産施設入所措置件数	件/年	10	7	9	6	15	20	△
⑭	子育て支援短期施設利用件数	件/年	1	5	11	12	6	20	◎
⑮	養育費履行確保等支援件数	件/年	—	—	—	—	—	10	新規
⑯	総合相談件数	件/年	605	623	578	626	700	700	○
⑰	男女共同参画サポート事業相談件数	件/年	207	179	167	216	250	300	○
⑱	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓数（他市からの連携転入数含む）	件/年	—	—	—	—	—	20	新規
⑲	無料法律相談件数	件/年	388	400	387	376	400	400	○
⑳	消費生活相談件数	件/年	691	845	798	881	724	860	○※3

※3 消費生活相談事業の活動指標に関しては、今回計画からは、数値が上がることで、センターが周知された結果として悩まれている方が相談に来て解決することができた、として評価します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
事業名	①障害者基幹相談支援センター【再掲】※P.22	担当課	地域共生推進課
事業名	②障害者虐待への対応【再掲】※P.28	担当課	地域共生推進課
事業名	③成年後見事業【再掲】※P.28	担当課	地域共生推進課
事業名	④子育て世代包括支援事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	近年、妊産婦のうつが社会問題化してきています。養育者が安心して子育てできるように、保健師など専門職が妊娠届出者全員に対面面接を行い、妊娠期から育児期まで切れ目なく必要な支援の提供を図ることで、自殺の要因となる不安やストレスの緩和に努めます。		
事業名	⑤健康教室・健康相談事業	担当課	健康推進課
事業概要等	健康問題は、自殺要因の中で高い割合を示していますが、心身の健康に不安を抱える人の相談を受け付け指導・助言を行い、必要に応じて医療機関などへつながります。また、生活の質（QOL）を高めるため、各種教室、講座などを実施します。		

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

事業名	⑥乳幼児健康診査事業	担当課	健康推進課
事業概要等	乳幼児健康診査において、子育てに関する不安や保護者の精神的な不調などを発見し、早期対応につなげます。家庭訪問や電話相談、関係機関への連携により支援します。		
事業名	⑦産後ケア事業【新規】	担当課	健康推進課
事業概要等	産後の母子に対して出産後のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援を図ります。		
事業名	⑧産前産後ヘルパー派遣事業【新規】	担当課	子育て支援課
事業概要等	妊娠中や出産後概ね1年未満で心身の負担により家事・育児が困難にあるにも関わらず、支援者がいない家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。		
事業名	⑨養育支援訪問事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	養育支援が特に必要であると判断した世帯に対し、専門職などが世帯を訪問し、具体的な養育に関する指導助言を行うことによって、養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。		
事業名	⑩地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	担当課	子育て支援課
事業概要等	地域子育て支援センターにて、子育て世代の保護者などの交流を図るほか、随時、子育てに関する相談を受ける窓口、専用電話を設置、月2回予約制の個別相談教室を開設するなど、不安や悩みを抱える保護者の心理的ストレスを解消、軽減します。		
事業名	⑪家庭児童相談室事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	家庭児童相談員が電話や対面により相談を受けます。近年、児童虐待事案が急増しており、要保護児童対策地域協議会の機能を活用して事案の解決に努めています。特に子どもや保護者自身の存在（生命）を否定する相談内容には、細心の注意を払いながら迅速な対応を行います。活動指標に関しては、虐待に関する相談が大部分を占めているため、相談対応件数が減少することを評価します。		
事業名	⑫母子生活支援施設措置事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	DVや経済的な問題などにより児童の養育が十分にできない環境に陥った母子は、追い詰められてしまう状況となり得るため、緊急性や他の避難場所の有無などを検討した上で母子生活支援施設に入所措置を行い保護します。		

【新規】：新規事業

事業名	⑮助産施設措置事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	経済的な理由により入院助産を受けることができない場合、助産施設に入所措置し、安全な出産を支援します。		
事業名	⑭子育て支援短期利用事業	担当課	子育て支援課
事業概要等	病気や経済的な理由により一時的に子どもの養育が困難となった保護者の相談に応じ、必要性を検討した上で、一定期間子どもの保護を行い、保護者の負担を軽減します。		
事業名	⑯養育費履行確保等支援事業【新規】	担当課	子育て支援課
事業概要等	離婚による子どもへの負担を最小限にするために、養育費の取り決めは大切であり、養育費に関する公正証書などの作成に必要な費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用の一部を補助することにより、養育費の継続した履行確保を促進すること目的として実施します。		
事業名	⑩総合相談事業	担当課	人権推進課
事業概要等	人権相談、総合生活相談、地域就労相談、進路選択相談など様々な相談の総合窓口を設置し、相談者の悩みや不安の解消、軽減を図ります。		
事業名	⑰男女共同参画サポート事業	担当課	人権推進課
事業概要等	主に女性の、夫婦、家庭、子育て、離婚、就労、健康などの悩みの相談を対面、電話にて実施します。		
事業名	⑱パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する事務【新規】	担当課	人権推進課
事業概要等	市民の尊厳や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して生活していける地域社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度を実施します。法律上の効果が生じるものではないが、お互いを人生のパートナー・ファミリーとして認めて協力し支え合い、泉佐野市でいきいきと活躍されることを応援します。		
事業名	⑲無料法律相談事業	担当課	人権推進課
事業概要等	法的解決が必要となるような債務、相続、遺言、離婚、交通事故、労働などの問題について、弁護士を配置し、予約制により無料相談を実施します。		
事業名	⑳消費生活相談事業	担当課	まちの活性課
事業概要等	多重債務、悪質商法、その他消費生活における様々な悩みを持った人の問題解消、軽減のため相談支援を行います。		

【新規】：新規事業

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓とは？

本市では、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」及び「泉佐野市人権行政基本方針」の趣旨に基づき、すべての市民が互いの人権の尊厳や多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して生活していける地域社会の実現に向けて、令和6（2024）年1月1日から「泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

「泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、法律上の婚姻関係ではありませんが、一方または双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で責任を持って協力することを約束した関係にあること。また、パートナーであるお二人及び同居する未成年の子や親が、家族として生活する関係にあることを本市に宣誓し、本市がその宣誓について証明する制度です。

泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の詳細はこちらから確認できます。



泉佐野市の子育て支援について

本市では、子育て世帯にとってやさしいまちをめざすため、55～56 ページで掲載した新規事業「**⑦**産後ケア事業」「**⑧**産前産後ヘルパー派遣事業」「**⑬**養育費履行確保等支援事業」も含め、様々な取り組みを進めています。子育てに関する制度やサービスについては、「いずみさの子育て応援ナビ」に掲載していますので、関心のある方は以下の二次元コードよりアクセスしてください。

「いずみさの子育て応援ナビ」の詳細はこちらから確認できます。



⑤ 子ども・若者の自殺対策の推進

学校において、児童や生徒が命の尊厳を身近に感じることができる教育のほか、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進し、児童生徒が生きることの促進要因を少しでも増やすことができるような環境づくりを進めます。活動指標については、各学校において様々な取り組みを実施しており、統一的な指標の設定が困難なことから、以下事業①～⑥について内容を充実し、引き続き全校で取り組むことを目標とします。

また、周囲の大人が、子どもが抱える悩みや不安に気づき、支えられるようになるための理解促進や、不登校・ひきこもり・ヤングケアラーなど様々な事情を抱える子どもや若年層への関わりなど、関係機関と協力し、自殺予防に関する正しい知識と理解の普及を図ります。

≫活動指標

	単位	実績				目標		進捗評価	
		H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8		
		(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)		
⑦	若年層対策事業研修会等への参加者数	人/年	-	39	107	32	-	50	新規※
⑧	ヤングケアラー講演会等実施回数	回/年	-	-	-	-	-	4	新規

※ 若年層対策事業は令和2（2020）年度より開始しているため、新規ではありますが実績値を掲載しています。

基本施策5 子ども・若者の自殺対策の推進			
事業名	①教育支援事業	担当課	学校教育課
事業概要等	不登校及びその傾向のある児童や生徒に対し、家庭と学校の間時的居場所（教育支援センター）を提供し、興味・関心のある活動やグループ活動を通じて様々な生活体験や人とのふれあいを深め、生活のリズムを取り戻し、学校復帰できるよう支援します。		
事業名	②SOSの出し方に関する教育	担当課	小学校・中学校
事業概要等	児童や生徒が命の尊厳に触れることができる教育の実施のほか、いつ、どの場面で直面するか予測のつかない様々な困難やストレスへの対処方法、困ったときに誰かに相談したり助けを求めたりする援助希求的態度を育むための教育を、各学校や地域の実情を踏まえ、様々なツールや社会資源の活用、またスクールカウンセラーなどの専門家に直接関わっていただきながら取り組みを推進します。		

事業名	③自殺予防に関する普及啓発	担当課	小学校・中学校
事業概要等	児童や生徒の自殺予防について、自殺対策週間などを意識しながら、ポスターなどを用いた普及啓発を行い、自殺予防に対する意識高揚を図ります。		
事業名	④いじめに関するアンケート調査	担当課	小学校・中学校
事業概要等	いじめの実態や対応状況についての把握、各学校におけるいじめの防止、早期発見、早期対応を目的としてアンケート調査をICTも活用し実施します。それに合わせて、児童生徒のいじめに対する意識を高めるため、大阪弁護士会から講師を派遣してもらい、いじめ予防出張授業を実施します。		
事業名	⑤相談・カウンセリングの実施	担当課	小学校・中学校
事業概要等	児童や生徒に対して、相談窓口、カウンセリング制度についての周知を行い、生活上の問題や悩みの相談に応じます。中学校、教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童や生徒の心のケアを行うとともに、保護者や教職員に対しても必要な指導や助言を行います。		
事業名	⑥生命尊重に関する授業の実施	担当課	小学校・中学校
事業概要等	「人として、してはならないこと」の認識、「生きることを喜び、かけがえのない自他の生命を尊重する心」を育てるための教育を実施します。また、その他の教科においても、動植物の生命や健康の大切さなどを学ぶ場面では、生命尊重について改めて考える機会をつくり、意識の高揚、持続を図ります。		
事業名	⑦若年層対策事業【新規】	担当課	地域共生推進課
事業概要等	学校教育などの関係機関と連携して、自殺関連事象に対する正しい知識の普及を図ります。		
事業名	⑧ヤングケアラー支援事業【新規】	担当課	子育て支援課
事業概要等	本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより社会が守るべき子どもの権利が奪われているといったことが、心理的、身体的な児童虐待となり大きな社会問題となっており、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため研修などを実施します。		

【新規】：新規事業

⑥ 自殺未遂者や自死遺族などへの支援の充実

自殺未遂者は、再度の自殺企図を試みる可能性が高いことが指摘されています。また、自殺した方の家族や親族などについても、その心理的な負担は大きく、その後の人生において少なくない影響を被ることが懸念されます。

以上のような方々を支えるために、本市は、保健所や医療機関などと連携し、必要時地域でも自殺未遂者及びその家族などに対する支援を行います。

また、大切な人を突然失った際に生じやすい心身の反応や対応方法についてのリーフレットや、自死遺族相談の案内、自助グループに関する情報などを、ホームページや広報誌、窓口、本市公式LINEなど様々な年齢層に届くように発信します。

加えて、自殺未遂者や自死遺族などに関わる支援者などに対して、必要に応じて研修会や情報提供などを行い、資質の向上に努めます。

コラム：ロゴマーク『いのち支える』

ロゴマーク『いのち支える』は、乳がん対策における「ピンクリボン運動」のように、自殺対策においてもキャンペーン用のロゴ等を作成し、全国の自治体や民間団体、マスコミや企業等にも参画を呼びかけて、社会全体で「いのちへの支援（自殺対策）」を展開しようと企画する中で、厚生労働省自殺推進室により作成されました。

人の横顔を4つ配置し、自殺対策の相談対応で重要な「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守る」という4つの要素を示しており、いのちを支えるという決意が込められています。



いのち
支える

(2) 重点施策の取り組み

本計画では、本市の自殺の現状を踏まえ、特に「高齢者対策」「生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み」を重点施策として位置付け、包括的な取り組みを推進していきます。

① 高齢者に対する取り組み

本市における平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度までの 5 年間の年齢別自殺死亡率を見ると、男性において 50 歳代以上から上昇し、80 歳以上が特に高くなっており、世代別自殺死亡率から見ても、若年世代や働く世代と比較して、高齢世代が最も高い割合となっています。

高齢者は、死別や離別、病気や孤立などをきっかけに複数の問題を抱え込み、孤独感や絶望感など深刻なストレスを抱えやすく、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。

本市の高齢化率は経年とともに高くなり続け、第 9 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画では、令和 7 (2025) 年度に、約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になっていると推計しています。

このような超高齢社会においては、今後、複合的な問題を抱えた高齢者がさらに増加することも予想されるため、本市は、この世代に対して、特別な配慮が必要であることを強く認識し、健康寿命を伸ばす取り組みのほか、地域の中で孤立することなく、いきいきと暮らしていくことができる施策を推進していきます。



≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	地域包括支援センター相談件数（高齢者総合相談窓口）	件/年	8,692	7,488	11,752	17,367	9,500	19,500	◎
②	生活支援コーディネーター配置人数	人	-	6	6	6	6	6	◎
③	音楽介護予防教室参加者数	人/年	9,873	3,897	4,303	9,580	9,504	13,178	◎
④	認知症サポーター数	人	5,689	7,106	7,391	7,646	7,450	8,650	◎
⑤	認知症初期集中支援チーム訪問実人数	人/年	1	4	2	4	5	8	○
⑥	緊急通報装置設置件数	件	306	261	247	221	290	235	△
⑦	長生会会員数	人	5,462	4,778	3,988	3,460	5,000	4,810	△
⑧	ひとり暮らし高齢者交流会参加者数	人/年	493	-	-	681	830	730	○
⑨	シルバー人材センター登録者数	人	839	754	714	705	810	740	○
⑩	在宅医療・介護連携推進会議数	回/年	-	11	12	12	12	12	◎

重点施策1 高齢者に対する取り組み			
事業名	①地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の運営【再掲】※P.22・32	担当課	地域共生推進課
事業名	②生活支援体制整備事業【再掲】※P.32	担当課	地域共生推進課
事業名	③一般介護予防事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	音楽介護予防教室（泉佐野元気塾）などを通じて、介護・認知症予防、健康づくりに取り組むとともに、地域住民の生きがいの場を広げ、コミュニティの創出と活性化を図ります。		
事業名	④認知症サポーター養成講座【再掲】※P.47	担当課	地域共生推進課

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照

事業名	⑤認知症初期集中支援事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症を患った人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期発見に向けた支援体制を構築することを目的に認知症初期集中支援チームを設置します。		
事業名	⑥緊急通報装置設置事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	受信センターで緊急通報の受信や利用者の健康不安解消のため、随時相談できるように体制整備、看護師などによる指導や助言及び月1回の安否確認などを実施します。		
事業名	⑦長生会連合会及び各单位長生会の支援事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	高齢期の生活を健全で豊かに過ごすための活動や、健康保持のためのスポーツ、レクリエーション事業、また、地域の清掃など社会奉仕を行う長生会活動を支援します。		
事業名	⑧ひとり暮らし高齢者交流会	担当課	地域共生推進課
事業概要等	ひとり暮らし高齢者の孤独を解消し、多くの人たちとの仲間づくりと交流の輪を広げるとともに、民生委員・児童委員が会への参加勧奨を行うことで、引きこもり防止や地域支援者との信頼関係の構築を図ります。		
事業名	⑨シルバー人材センターの支援	担当課	地域共生推進課
事業概要等	高齢者の豊富な知識や経験を活かした積極的な社会参加や新たな生きがいを持つことのできる機会の提供を図るシルバー人材センターの運営を支援します。		
事業名	⑩在宅医療・介護連携推進事業	担当課	地域共生推進課
事業概要等	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。		

② 生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み

本市の平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の自殺者の傾向を見ると、特に男性の場合に、高齢の無職者や壮年層の有職者において自殺者数が多くなっています。また、アンケート結果では、日常生活での悩みごととして仕事の不振や職場の人間関係と回答している男性が一定数みられます。新型コロナウイルス感染症の影響による労働環境の悪化や、失業から経済的に困窮してしまった方の増加が上記の傾向の背景にあると考えられます。

本市においては、経済的に困窮している方を支えるために、生活困窮者自立支援対策や就労支援対策などを通じて、自殺へと追い込まれてしまうことを未然に防ぐ取り組みを進めます。また、勤務者や経営者が抱える不安の軽減・解消に向けては、様々な要因がからみあった包括的な問題として相談できる体制の整備をはじめ、現役世代に対するこころの健康づくりの推進、経営相談や労働相談などの各種相談先などについて知っていただくための情報発信を進めます。

≫活動指標

		単位	実績				目標		進捗 評価
			H29	R 2	R 3	R 4	R 4	R 8	
			(2017)	(2020)	(2021)	(2022)	(2022)	(2026)	
①	生活困窮者相談件数	件/年	183	1,418	1,131	484	192	288	◎
②	地域就労支援事業相談件数	件/年	336	73	94	108	240	240	△
	バウチャー利用者数	件/年	7	2	0	1	9	9	△

重点施策 2 生活困窮者や勤務者・経営者に対する取り組み			
事業名	①生活困窮者自立支援事業【再掲】※P.23	担当課	地域共生推進課
事業名	②地域就労支援事業	担当課	まちの活性課
事業概要等	就労困難者に対し、市内3箇所に配置する地域就労支援センターにて就労相談を実施します。相談の結果、必要に応じて、バウチャー事業（資格取得支援助成事業）につなげます。		

【再掲】：地域福祉計画ですでに記載しており、※のページを参照